

藤沢市排水設備工事店に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第62号

藤沢市排水設備工事店に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市排水設備工事店に関する規則（平成10年藤沢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下この号において同じ。）の写し（当該個人が在留カードを交付された者である場合に限る。）」を「及び在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下この号において同じ。）の写し（当該個人が在留カードを交付された者である場合に限る。）又は特定在留カード（同法第19条の15の2に規定する特定在留カードをいう。以下この号において同じ。）の写し（当該個人が特定在留カードを交付された者である場合に限る。）」に、「及び条例第7条第4号アからエまで」を「並びに条例第7条第4号アからエまで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。